明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**総務**九二）　一

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六三）　一

○日本国に帰化を許可する件（**法務**四四）　二

○農薬を登録した件（**農林水産**二三四二、二三四三）　三

○農薬を再登録した件（**同**二三四四）　三

○農薬の登録が失効した件（**同**二三四五）　三

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**二三四六）　六

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の住所の変更届出があった件（**経済産業**二三八）　六

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**一八）　六

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一一七四、一一七五）　七

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の規定に基づき登録事項の変更の届出があった件（**同**一一七六）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき登録事項の変更の届出があった件（**同**一一七七、一一七八）　七

○船舶安全法の規定に基づき登録事項の変更の届出があった件（**同**一一七九～一一八一）　七

〔人事異動〕

内閣　外務省　防衛省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八

産　業

日本工業規格（厚生労働省・経済産業省、経済産業省・国土交通省、国土交通省）　九

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示四、五）　九

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　九

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

**特殊法人等**

企業年金基金解散関係　三

**地方公共団体**

教育職員免許状失効関係

**会社その他**

## 省　令

**○総務省令第九十二号**

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十五日

総務大臣　樽床　伸二

総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

総務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第一条第一項中「法第二条第一項に規定する」の下に「構造改革特別区域において、救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業を実施することについて、当該」を加える。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

別表を削る。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。